

そうだったのか！ 住民税

第8回「ふるさと納税」を行うと税金はどうなる？

税金は、私たちが安心・安全に暮らせるよう、学校や図書館、消防、ごみの収集など、いろいろなところに使われています。このコーナーでは、さまざまな税金の中でも、私たちに身近な「住民税」についての基礎知識や計算方法などを、連載でご紹介します。

【問い合わせ】税務課住民税担当(☎282-1711 内線1117)

「ふるさと納税」を行うと、どういう仕組みで税金に反映されるの？

【ふるさと納税とは…】

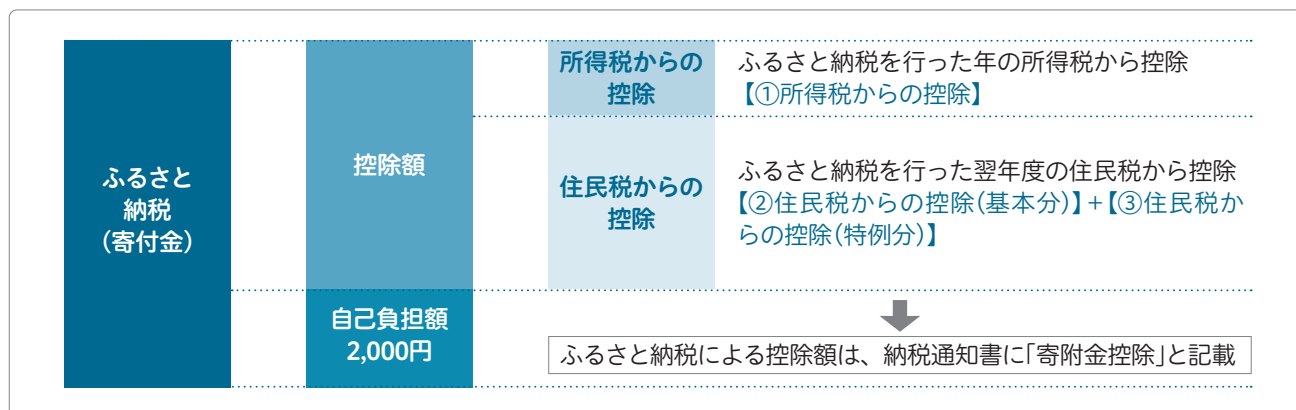
ふるさと納税は、自分の選んだ自治体に寄付(ふるさと納税)をした場合に、寄付額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です(一定の上限あり)。例えば、ふるさと納税として3万円を寄付した場合、3万円から2,000円を引いた2万8,000円が控除対象となります。

「寄付した金額-2,000円」が、所得税・住民税の控除の対象となるんだね



【ふるさと納税を行ったときの控除について説明すると…】

ふるさと納税を行うと、所得税と住民税から控除されますが、所得税を計算する際は所得税の「所得控除」の部分に、住民税を計算する際は住民税の「税額控除」の部分に該当します。ふるさと納税による控除額は、納税通知書に「寄附金控除」として記載されます。



※収入や扶養の状況、寄付額などによって、上記の計算に当てはまらない場合があります。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」

【ふるさと納税ワンストップ特例制度とは…】

確定申告の不要な給与所得者等(年末調整済みで、他に控除を追加する必要がない方等)がふるさと納税を行う場合、確定申告をしなくても、ふるさと納税の寄附金控除が受けられる仕組みです。

【ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用すると、住民税からのみ控除されます】

ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用すると、所得税からの控除は行われず、控除額(寄付した金額-2,000円)の全額が、住民税から控除されます。※医療費控除など他の控除を確定申告で追加する場合は、ワンストップ特例が無効となるため、寄附金控除として確定申告が必要となります。

ワンストップ特例は、所得税からの控除をしない代わりに、住民税からの控除(特例分)に上乘せされるってことだね



ふるさと納税は、自分の選んだ自治体へ寄付をした場合に所得税・住民税が控除される制度です。住民税は自分が住んでいる自治体に収める税金ですので、“ふるさと納税によって住民税が減額することで、自分が住んでいる自治体(=東海村)の行政サービスの財源が減少する”という側面があります。

ふるさと納税について詳細は、[総務省「ふるさと納税ポータルサイト」](#)(右の二次元コードからアクセス可)をご覧ください。

